



島根県報

平成19年 8月28日 (火)

第 1,909 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	1
解除予定保安林	(森林整備課)	2
保安林の指定施業要件の変更	(")	2
補助金等交付規則第3条の規定に基づく島根県森林環境保全造林事業補助金の交付の対象等を定める告示	(")	3
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水産課)	4
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	6
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	6
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
道路の供用開始	(")	8
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	8
平成19年度前期技能検定3級の合格者	(労働政策課)	9
島根県電子調達システム開発及び運用保守業務に係る事業予定者を決定するための提案競技の実施	(技術管理課)	10
特定調達公告		
平成19年度島根県大気環境監視システム更新業務委託に係る一般競争入札の実施	(環境政策課)	14
正 誤		
平成19年 8月17日付け島根県報第1,906号中	(森林整備課)	16

告 示

島根県告示第702号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱(平成15年島根県告示第789号)の一部を次のように改正する。

平成19年 8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表貸付条件の欄中「年2.1パーセント」を「年2.0パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成19年 8月28日から施行する。
- この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定(貸付利率に係る部分に限る。)は、平成19年 8月20日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第703号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
平成19年8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市三隅町室谷1324 - 6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
無線施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第704号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。
平成19年8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成12年4月28日島根県告示第393号（一に係るものに限る。）、平成12年6月13日島根県告示第500号
- (2) 変更に係る指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法 変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
安来市広瀬町下山佐2717 - 1、2718
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
松江市鹿島町片句字大片句479、482 - 2、八束郡東出雲町大字上意東字南ノ前1866 - 1、字南2856、2857、2858 - 1
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び東出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第705号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、島根県森林環境保全造林事業補助金の交付対象等を次のように定めたので告示する。

島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱(平成14年島根県告示第768号)は、廃止する。

平成19年 8 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県森林環境保全造林事業補助金

2 交付の目的

重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全を図るものとする。

3 交付の対象である事業の内容、交付の率及び補助事業者の範囲

交付の対象である事業の内容	交 付 の 率	補助事業者の範囲
1 育成林整備事業		1 市町村
(1) 公的森林整備推進事業	事業費の10分の5	2 森林所有者(3から7までに掲げる者を除く。)
ア 育成単層林整備		3 森林組合
イ 育成複層林整備		4 生産森林組合
ウ 機能増進保育		5 森林組合連合会
エ 特定間伐		6 分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第9条第2号に規定する森林整備法人
オ 長期育成循環整備		7 森林法(昭和26年法律第249号)第11条第4項の認定を受けた者
カ 付帯施設等整備		8 森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号及び第8号に規定する団体
(2) 流域育成林整備事業	事業費の10分の4	
ア 育成単層林整備		
イ 育成複層林整備		
ウ 機能増進保育		
エ 特定間伐		
オ 長期育成循環整備		
カ 付帯施設等整備		
2 共生環境整備事業		
(1) 森林空間総合整備事業	事業費の10分の7(用地等取得は10分の4)	
ア 全体計画調査		
イ 共生林整備		

ウ 付帯施設整備		
エ 林内歩道等整備		
オ 用地等取得		
(2) 絆の森整備事業	事業費の10分の7 (用地等取得は10分の4)	
ア 全体計画調査		
イ 共生林整備		
ウ 付帯施設整備		
エ 林内歩道等整備		
オ 用地等取得		
カ 付帯施設等整備		
3 機能回復整備事業		
(1) 松林保護樹林帯造成事業	事業費の10分の7	
ア 育成単層林整備		
イ 育成複層林整備		
ウ 付帯施設等整備		
(2) 特定森林造成事業		
ア 特定林地改良	事業費の10分の7	
イ 耕作放棄地等森林造成	事業費の10分の4	
(ア) 育成単層林整備		
(イ) 育成複層林整備		
(ウ) 付帯施設等整備		
ウ 造林未済地緊急造林	事業費の10分の4	
(3) 被害地等森林整備事業	事業費の10分の4	
ア 育成単層林整備		
イ 育成複層林整備		
ウ 機能増進保育		
エ 付帯施設等整備		

注 交付の対象となる事業は、この表に掲げる事業であって、知事が別に定める基準に適合するものとする。

島根県告示第706号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱(平成13年島根県告示第267号)の一部を次のように改正する。

平成19年8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2中

年1.25% (新規着業者に貸し付けるものにおいて、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるものにおいて、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25%	年1.05%			

(新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	(新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.45%	年0.45%	を
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%	
(新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	(新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
-	-	年1.25%	年0.45%	年0.45%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%	

年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%	に改
(新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	(新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.1%	年1.1%	年0.9%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.55%	年0.55%	
(新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	(新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.55%	年0.55%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
(新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.25%)	(新規着業者に貸し付けるものにあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.55%	年0.55%	
-	-	年1.25%	年0.55%	年0.55%	
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.55%	年0.55%	

める。

附 則

- この告示は、平成19年 8月28日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成19年 8月28日以後に貸し付けられた別表第 1 の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第707号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成19年8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	「	年2.1%以内	を	「	年2.0%以内	に改める。
	年2.25%以内	年2.15%以内				
	年2.1%以内	年2.0%以内				
	年2.1%以内	年2.0%以内				
	年2.1%以内	年2.0%以内				
	年2.1%以内	年2.0%以内				
	年2.1%以内	年2.0%以内				
	年2.1%以内	年2.0%以内				

附 則

- この告示は、平成19年8月28日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年8月28日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第708号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成19年8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2号中「2.1パーセント」を「2.0パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成19年8月28日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年8月28日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第709号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
浜田市	平成17年度～18年度	93枚	1冊	木都賀	平成19年8月21日

浜田市	平成17年度～19年度	96枚	1冊	西河内・栃木	平成19年 8月21日
出雲市	平成17年度～19年度	71枚	1冊	大呂 8・9区	平成19年 8月21日
出雲市	平成17年度～19年度	44枚	1冊	橋波 4区	平成19年 8月21日
出雲市	平成17年度～19年度	50枚	1冊	上橋波左岸地区	平成19年 8月21日
出雲市	平成17年度～19年度	16枚	1冊	淀西和江島 地区	平成19年 8月21日
益田市	平成16年度～19年度	39枚	1冊	仙道	平成19年 8月21日
益田市	平成 8年度～19年度	18枚	1冊	高津 2 - 5	平成19年 8月21日
益田市	平成 9年度～19年度	17枚	1冊	飯田 1 - 3	平成19年 8月21日
大田市	平成16年度～18年度	37枚	2冊	朝山 - 1	平成19年 8月21日
大田市	平成13年度～19年度	22枚	1冊	井田 2 - 1	平成19年 8月21日
大田市	平成14年度～19年度	14枚	1冊	井田 2 - 2	平成19年 8月21日
奥出雲町	平成16年度～18年度	12枚	1冊	大呂 2	平成19年 8月21日
飯南町	平成16年度～18年度	18枚	1冊	頓原村 5	平成19年 8月21日
吉賀町	平成13・15年度～17年度	40枚	1冊	月和田	平成19年 8月21日
吉賀町	平成15年度～17年度	44枚	1冊	抜月	平成19年 8月21日
吉賀町	平成16年度～18年度	86枚	1冊	木部谷	平成19年 8月21日
隠岐の島町	平成17年度～19年度	9枚 地籍明細図 4 枚を含む	1冊	南方 3	平成19年 8月21日
隠岐の島町	平成17年度～19年度	27枚	1冊	都万	平成19年 8月21日
隠岐の島町	平成17年度～19年度	9枚	1冊	犬来	平成19年 8月21日
隠岐の島町	平成17年度～19年度	18枚	1冊	大久	平成19年 8月21日

島根県告示第710号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
県 道	矢尾今市線	出雲市高岡町614番1地先から同市大塚町1024番5地先まで	前	A	メートル 8.70～ 13.00	メートル 505.00	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 一部拡幅 ダブルウェイ
				B	15.00～ 35.50	636.00	
			後	A	8.70～ 13.00	505.00	
				B	15.00～ 35.50	636.00	

"	吉田邑南線	邑智郡邑南町出羽51番 6地先から同地先まで	前	11.00～ 12.00	3.00	県央県土整 備事務所	交通安全工事 不用物件発生 減幅 事業用地と交換
			後	11.00	3.00		
"	浜田作木線	浜田市旭町本郷2013番 5地先から同2012番32 地先まで	前	23.00～ 29.00	42.50	浜田県土整 備事務所	不用物件発生 減幅 払い下げ
			後	19.00～ 29.00	42.50		

島根県告示第711号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地 方機関の 名 称	備 考
県 道	松江鹿島美 保閑線	松江市鹿島町名分1287番1地先から同 1201番3地先まで	メートル 249.00	平成19年 8月30日	松江県土整 備事務所	
"	"	松江市鹿島町名分1328番1地先から同 1014番3地先まで	664.00	平成19年 8月30日		
"	米子広瀬線	安来市伯太町安田中128番1地先から同 170番3地先まで	482.00	平成19年 8月28日	松江県土整 備事務所広 瀬土木事務 所	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 申請のあった年月日
平成19年8月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
島根県氷上スポーツ振興会
- 3 代表者の氏名
石飛厚志
- 4 主たる事務所の所在地
島根県出雲市鹿園寺町271番地
- 5 従たる事務所の所在地

なし

6 定款に記載された目的

この法人は、島根県民に対して、氷上スポーツを中心としたスポーツの振興に関する事業を行い、県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）
出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎 2 階）

平成19年度前期技能検定 3 級の合格者の受検番号は次のとおりである。

平成19年 8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

3 級技能検定

造園（造園工事作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008

機械加工（普通旋盤作業）

A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0011 B 0001 B 0002

機械加工（フライス盤作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003

機械加工（平面研削盤作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003

機械保全（機械系保全作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0008 A 甲0011 A 甲0013 A 甲0015 A 甲0017
A 甲0020 A 甲0021 A 甲0023 A 甲0025 A 甲0027 A 甲0028 A 甲0029 A 甲0030 A 甲0031
A 甲0033 A 甲0034 A 甲0036 A 甲0037 A 甲0038 A 甲0039 A 甲0040 A 甲0041 A 甲0042
A 甲0043 A 甲0044 A 甲0045 A 甲0046 A 甲0047 A 甲0048 A 甲0049 A 甲0050

機械保全（電気系保全作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0004

建築大工（大工工事作業）

D 0001

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

A 甲0001

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0010 A 甲0011
A 甲0012 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0016 A 甲0017 A 甲0018 A 甲0019 A 甲0020
A 甲0021 A 甲0022 A 甲0023

島根県電子調達システムの開発及び運用保守業務の事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。
平成19年8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県電子調達システム開発及び運用保守業務

(2) 仕様

「島根県電子調達システム開発及び運用保守業務に係る提案競技仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(3) 提案価格の上限額

328,230,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独の企業又は法人にあっては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独の企業又は法人の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 島根県において県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

エ 参加資格確認書類の提出期限日において、島根県が実施する入札について指名停止の措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

カ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

キ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ク 電子入札コアシステム開発コンソーシアムの正会員であること。

ケ 国、都道府県、公団又は公社において、コアシステムを用いた電子調達システムの開発業務を過去5年の間に受注した実績を有する者であること。ただし、導入した後、平成19年8月1日(公告月の1日)現在で稼働が終了しているものは除く。

コ 上記ケにおいて受注し、開発したシステムに関する保守、維持管理等の運用業務を過去5年の間に受注した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ウ) 構成員の住所及び名称

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資の割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 取引金融機関

(ケ) 決算

- ロ) 利益金の配当の割合
- ハ) 欠損金の負担の割合
- ニ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ホ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- ヘ) 解散後の瑕疵担保責任
- ロ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 共同企業体の代表構成員は、(1)のクからコまでに該当すること。

エ 構成員のすべてが(1)のアからカまでに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成19年 8 月28日 (火) から平成19年10月 5 日 (金) まで

閉庁日を除く毎日 午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までの間は除く。)

イ 配布場所

島根県土木部技術管理課

(2) 提案競技説明会

ア 日時

平成19年 9 月 5 日 (火) 14時00分から

イ 場所

島根県庁会議棟 第 4 会議室

4 提案競技参加資格確認手續に関する事項

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要があると認める場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格申請書

イ 会社概要書又は経歴書 (共同企業体の場合は、構成員すべての会社概要書又は経歴書)

ウ 登記事項証明書又は身分証明書 (共同企業体の場合は、構成員すべての登記事項証明書又は身分証明書)

エ 財務諸表 (決算報告書) (共同企業体の場合は、構成員すべての財務諸表 (決算報告書))

オ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書 (共同企業体の場合は、構成員すべての証明書)

カ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書 (共同企業体の場合は、構成員すべての納税証明書)

キ 電子調達システムにおける受注実績

ク 協定書 (共同企業体の場合のみ)

(2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

4(1)の書類について、平成19年10月 5 日 (金) 午後 5 時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後 5 時までに必着のこと。

ウ 提出先

12に同じ。

5 提案競技参加資格審査結果の通知

申請者に対し、平成19年10月11日付けで、郵送にて通知する。

6 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 提出先は、12と同じとする。
- (3) 提出期限は、平成19年9月18日（火）午後5時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、平成19年10月1日（月）までにファックス又は電子メールにより通知する。

7 提案書の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県電子調達システムの開発及び保守運用について提案すること。ただし、必要があると認める場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(2) 要求する仕様

仕様書を参照すること。

(3) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(4) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成19年10月17日（水）午後5時まで提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時まで必着のこと。

ウ 提出先

12に同じ。

8 選定方法

(1) 評価手順

ア 別に設置する「島根県電子調達システム調達に係る提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において厳正な評価及び選定を行う。

(ア) 第1次審査

提案価格に100分の105を乗じて得た額が予算額の範囲内の提案書についてのみ書面審査を行い、優良提案数件を選定する。

(イ) 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を特定する。

(2) 提案者の評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、これを満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

ウ 評価視点（評価項目）は次のとおりとする。

(ア) システム開発・運用能力に関する項目

(イ) システムの安定性に関する項目

(ウ) システムの拡張性に関する項目

(エ) システム開発・運用に関する仕様がない有効な提案に関する項目

(オ) システム開発・運用費用に関する項目

(3) 選定結果の通知

第 1 次審査の選定結果については、次のア及びウに掲げる事項を、第 2 次審査の選定結果については、次のアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

なお、第 1 次審査において選定された提案者に対しては、第 2 次審査の選定のための日程等について併せて通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名（名称）

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

(4) 審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して 2 以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

12 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県土木部技術管理課 担当：吾郷（アゴウ）

電話（直通）0852 - 22 - 5652

ファックス 0852 - 25 - 6329

電子メール gijyutsu@pref.shimane.lg.jp

13 Summary

(1) A purpose of services required:

I introduce an electronic supply system performing the exchanges of a series of bid processes on the Internet

(2) Deadline for submission of proposal documents:

October17, 2007

17:00 p.m.

(3) For further details please contact:

Shimane Prefecture Engineering Management Division

8 Tonomachi Matsue City Shimane Prefecture 690-8501 JAPAN

TEL: +81-852-22-5652

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成19年8月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称、数量

大気環境監視システム 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年3月28日（金）

(4) 納入場所

ア 監視室

島根県保健環境科学研究所（島根県松江市西浜佐陀町582-1）

島根県環境政策課（島根県松江市殿町1）

島根県浜田保健所（島根県浜田市片庭町254）

イ 大気汚染常時監視測定局

一般大気環境局 7局

自動車排ガス測定局 2局

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年間を経過しない者でないこと(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む)
- (3) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領(平成13年1月23日付会発第149号)及び建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱(平成19年6月1日施行)に基づく入札参加資格者指名停止の措置を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。

3 入札説明書の交付等について

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地
島根県環境生活部環境政策課大気環境グループ
電話 0852 - 22 - 6555
- (2) 入札説明書の公布期間及び場所
平成19年8月29日から平成19年9月18日までの間、次の方法により交付する。
ア 上記(1)(交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。)において交付する。
イ 島根県ホームページ上において交付する。
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 入札書の受領期限
平成19年10月9日(火)午後1時30分(郵便による入札にあっては、平成19年10月5日(金)午後5時までに県庁に必着)
- (5) 開札の日時及び場所
日時:平成19年10月9日(火)午後1時30分から
場所:島根県松江市殿町1番地 県庁会議棟第4会議室

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、その者が見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類及び、入札保証金の免除に関する書類については、平成19年9月25日(火)までにあらかじめ提出するものとする。
- (5) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島

根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品調達を履行できると知事が判断した資料を添付して入札した者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Atmospheric environmental monitoring system 1

(2) Bid tendering date and time: 1:30 p.m., October9, 2007

(3) Contact point for the notice: Environment Policy Division,

1 Tono-machi, Matsue-shi, SHIMANE, 690-8501 JAPAN

Phone: 0852-22-6555

正 誤

平成19年8月17日付け島根県報第1,906号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から18	、イ466 - 81	・イ466 - 81 (以上2筆国有林)